

広島県告示第460号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成26年6月19日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号 アラハタ株式会社 取締役社長 野澤 栄一
工場又は事業場の所在地及び名称	竹原市忠海中町一丁目2番43号 アラハタ株式会社ジャム工場

2 申請の内容

4 口 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設2基を廃止し、4 口 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設2基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 4 口 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設2基 廃止

(その2) 新設

種 類	4 口 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設 (洗びん機No. 1)	4 口 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設 (洗びん機No. 4)	
能 力	281本/min	703本/min	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成26年8月9日	平成26年8月9日
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成26年8月16日	平成26年8月16日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成26年8月17日	平成26年8月17日

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		10時間 (なし)		10時間 (なし)	
	項	目	通 常	最 大	通 常	最 大
排出 される 汚水 の 状 態	等	水素イオン濃度(単位:水素指数)	7	7	7	7
		化学的酸素要求量	5	10	5	10
		浮遊物質	5以下	5以下	5以下	5以下
		窒素含有量	5.8	19	5.8	19
		磷含有量	3	4.3	3	4.3
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )		2	5	3	5
	汚水等の排出先		滅菌反応槽		滅菌反応槽	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年6月19日から平成26年7月10日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市生活環境部生活環境課